

(写)

静労発基 0826 第 1 号
令和 7 年 8 月 26 日

静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆 殿

静岡労働局長
國分 一行

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 6 号）
- 2 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 2 号）